

セーフティネットの整備

令和元年11月12日
商務・サービスグループ
商取引監督課

セーフティーネットの整備

- 中間整理の内容や現行制度を踏まえ、以下のような見直し・対応を進めていくことについてどのように考えるか。

事後規制の見直し

現行法上の包括信用購入あつせん業者に対する監督手段

- 報告徴収・立入検査（第40条、第41条）
- 改善命令（第30条の5の3及び第33条の5）
- 登録の取消し（第34条の2）
- 刑事罰（49条等）

（その他、カード等の交付等の禁止（第34条））

改善命令と登録の取消しの間に監督手段がなく、十分に実効的なものとはなっていない。

見直し・対応の方向性（案）

クレジットカード取引を巡るテクノロジーが進展し、安心・安全なクレジットカード利用環境の整備が求められている中、検査・監督を一層強化するため、包括信用購入あつせん業者・少額包括信用購入あつせん業者（仮称）に対し、業務停止命令を新設することについてどのように考えるか。

（ なお、個別信用購入あつせん業者に対しては、既に業務停止命令が措置されている。（法35条の3の32） ）

RegTech／SupTechの活用などによる執行強化

平成30年度に開催した「RegTech/SupTechに係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」で設定された目指すべき将来像やRegTech/SupTechの導入に向けたロードマップの基本枠組みに則り、これらの精緻化を進めるとともに、引き続き取組を推進していくことが必要ではないか。

令和元年度の現在までの取組

- アドバイザリーボードの開催
- 周知活動（FIN/SUM2019レグテック&ペインポイントワークショップでの登壇）
- SupTechの実用化に向けた検討（音声データAIスコアリング実証実験の取組み） 等

成年年齢引下げを見据えた新成年への対応の充実

事業者による自主的な取組や日本クレジット協会における自主ルール策定や教育活動の取組を参考としつつ、新成年への対応を更に充実していくことが必要ではないか。

「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表（抄）

現在までの取組

制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。
・クレジット教育支援活動の強化（全国930の高校等に教材を無料配布，教員向けの勉強会（12会場），教育機関への講師派遣等）
・消費者への理解促進活動の促進（大学850校にパンフレット配布，啓発キャンペーンの実施等）
・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合，当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める
日本クレジット協会を通じて，包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し，若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。

2019年度以降

若年者に対する適切な与信審査を通じた過剰与信防止措置を着実に行うとともに，普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握するための調査を実施し，事業者における取組事例を含めその調査結果を検証・公表のうえ，事業者へのフィードバック等を通じて，効果的な取組を推進。